

Title	スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律(Lag 29 juni 1964 om personundersökning i brottmål)
Sub Title	"The act concerning personal investigation in criminal proceeding" of Sweden (Lag 29 juni 1964 om personundersökning i brottmål)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.11 (1970. 11) ,p.54- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料 付. 人格調査報告書書式
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701115-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律
(Lag 29 juni 1964 om personundersökning i brottmål)

坂 田 仁

これまで我が国でスウェーデンの判決前調査の制度を語るときに引用されるのは国際連合の資料「プロベーションとこれに関係のある諸制度」⁽¹⁾が多く、それによればスウェーデンに判決前調査制度がとり入れられたのは一九一八年のプロベーションに関する諸法律により、最初は刑の執行猶予、宣告猶予と結合していたのが後に独立して被告人の身上調査の形をとるようになったのである。⁽²⁾

ここに訳出したのは一九六四年六月二十九日に公布され、一九六五年一月一日から施行されたスウェーデンの判決前調査に関する法律と同法の施行令である。⁽³⁾この法律の前身は、一九五四年六月一日に公布されたこれと同名の法律であり、その一つ前の法律は、おそらく国際連合の前記資料中にある一九三九年のプロベーション法の補充法律として制定され、一九四四年一月一日より施行された法律だと考えられる。それらの詳細については資料不足のためふれることは出来ないが、ここでは二つの点について述べ、本法律を理解す

る上の一助としたい。

その一は一九五四年法との相違である。その第一は人格調査の目的が「改善・矯正」(riktande)をはかる処遇手段の探求から「社会復帰」(anpassning i samhallet)を促進する処遇手段の探求へと変わったことである。これは非常に重大なことではあるが、改正刑法の立場からすれば当然のことであろう。⁽⁴⁾因みに保護法草案一三章一条も既に本法と同じ趣旨を規定している。⁽⁵⁾第二は人格調査の開始の要件の厳格化である。一九五四年法三条は「裁判所はなるべくすみやかに人格調査を命ずる。検察官、被疑者またはその弁護人は、人格調査の決定が公訴提起前になされることを望む場合、裁判所にその旨の提案をすることが出来る。……」と規定していた。これと本法三条とを比較すればすぐ判る通り、本法では被疑事実の存在の蓋然性が高い場合にのみ人格調査を開始することができるという形で、公訴提起前の人格調査の開始を認めているのである。なおいずれの法

律においても被告人(Mittala)という表現ではなく被疑者(Mistake)という表現が用いられている。第三は人格調査担当者の範囲が限定されて来たことである。一九五四年法までは「適当で熱心な者」が指名の要件であり、実際には若い法律学校卒業者(notarie)であることが多かったが、本法では保護顧問官(skyddsconsulent)を一番先にあげ、それに加えて適当な者を指名できるとしている。保護法草案の解説によると保護顧問官は国を二〇地区に分け、その地区に一人ずつ、それに二一人の保護顧問官補がついてるとされている⁽⁷⁾。しかし一九六五年の資料によるとこの地区の数は約四〇であり、保護顧問官(補)の数は約一五〇となつてゐる。こうした保護顧問官の強化がこの変化の背景をなしているとも見られることも可能である。

保護顧問官は社会科学の専門的訓練を受けているといわれるが、日本流にいえばケースワーカーということにならう。スウェーデンはその領域の専門家を sociolog 或いは sociologist と呼ぶようである。以上の三点のほかは、刑法改正に伴う技術的修正を除いて大きな変化はない。

次にふれておきたいのは、本法による人格調査のための書式と調査担当者用の手引書⁽¹⁾とが矯正保護庁より出されていることである。手引書はA5判一二頁のパンフレットで、調査上の簡単な手引であると同時に報告書の各欄の記載についての注意である。調査報告書はA4判六頁で、フェースシート、家庭・家族、生活史、健康状態、非行、職歴、経済状態、処遇意見、保護観察担当者及び遵守事項に関する意見の各欄から構成されている。我が国の少年調査票と大同小異

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

のものである。調査報告書は四通作成し、一通は控えに残し三通を裁判所に提出する。なお参考までに末尾に調査報告書を添附する。もとより、本法は改正刑法と一連の法律として理解すべきものであり、前述の一九五四年法との相違もここから理解されて来るものと思われる。この法律の原型ともいふべきものが保護法草案の中に含まれていることは、スウェーデンの判決前調査制度の刑事司法ないし犯罪者処遇の体制の中での意味を深く検討することを我々に求めているように思う。この問題については他日考察を深めたい⁽¹⁾。

(1) United Nations, Probation and Related Measures, 1951, pp. 152-162. (邦訳「プロベーション」とこれと関係のある諸制度、保護資料第七号)

(2) Ibid., p. 154, p. 160. (邦訳「二二八—一九頁、二二六—二七頁」)

(3) 原文は Sveriges Rikes Lag, 1966. 所収のものによる。

(4) 少し複雑になるが原文を掲げると「§……, personundersökning äga rum för vinnande av utredning rörande den misstänktes personliga förhållanden samt angående de åtgärder som må anses lämpligast för hans rättande.» の 以下が「…… som må anses lämpliga för ett främja hans anpassning i samhället.」と変つてゐる。宮沢浩「一九六五年スウェーデン新刑法典における「制裁」について」判例タイムズ二〇二号四頁以下参照。

(5) The Protective Code, A Swedish Proposal, Stockholm 1957, p. 52.

(6) U.N., op. cit., p. 160, Ola Nyquist, How Sweden Handles Its Juvenile and Youth Offenders, Federal Probation, vol. 20 No. 1, p.

- 37, note 4.
- (7) Protective Code p. 14, U.N., op. cit., p. 154 cf.
- (8) T. Eriksson, *The Correctional System in Sweden*, 1965, pp. 65 ff.
- (9) Norval Morris, *Lessons from the Adult Correctional System of Sweden*, Federal Probation, vol. 30 No. 4, p. 12.
- (10) Ingemar Mundeho, *The Training of Sociologist*, 1965.
- (11) Kungl. Kriminalvårdsstyrelsen, *Anvisningar för Personundersökning i brottmål*, 1964.
- (12) 私の気づいてゐる限りでは、Betänkande med förslag till Lag om villkorlig dom m.m. (SOU 1937: 38), *Kriminalvård i frihet*(SOU 1949: 6), *Skyddslag* (SOU1956:55) の資料を少くとも参照しなければならぬと思つたが、これらについては今のところ入手不能である。

刑事訴訟事件における人格調査に関

る法律 (Lag 29 juni 1964 om personundersökning i brottmål)

第一条 刑事訴訟事件において、必要と認められる場合、被疑者の個人的情況および被疑者の社会復帰を促進するのに適當と考えられる措置に関する情報を獲得するために人格調査を実施するものとする。

第二条 六月以上の拘禁、条件附判決、保護観察、少年拘禁もしくは抑留の判決または特別保護への引渡しは、人格調査を実施せず

にこれを言渡してはならない。ただし、人格調査の意図する個人的情報を裁判所が容易に知ることのできる場合はこの限りでない。

第三条 裁判所が人格調査を命じる場合、その命令はできる限り早期になすのが相当である。右の命令は、被疑者が被疑事実を自白しない場合または被疑者が被疑事実を犯したことを疑がうに足りる事由が存しない場合にはこれを発することができない。

捜査の段階で被疑者が二年以上の拘禁に該る犯罪を自白した場合、特別な事由の存しない限り、檢察官は遅滞なくその事件について人格調査に関する決定を裁判所に求める申立をしなければならぬ。

第四条 裁判所は人格調査の実施を保護顧問官に委託することができる。それ以外の場合裁判所は適當な者を人格調査担当者に指名しなければならない。

第五条 保護顧問官、保護顧問官補および人格調査担当者は、特別な事由の存しない限り、捜査の覚書および証拠書類を閲覧しかつ被疑者の取調に立会う権限を有する。

第六条 児童福祉委員会および禁酒委員会は、保護顧問官、保護顧問官補、人格調査担当者、檢察官または裁判所の要求により、委員会に係属すべき被疑者に関する情報を提供しかつ被疑者の社会復帰を促進するのに必要と考える措置を提案しなければならない。

第七条 裁判所は相當な事由の存する場合医師に被疑者に関する診断書を提出するよう命じることができる。右の診断書は国王の定

める指示により作成しなければならない。

精神検査が実施されていない場合、前項に定める医師の診断書は、ある者が抑留もしくは開放的精神医学的処遇を科されまたは一八歳未満の者が少年拘禁を科される以前に精神科医より提出されなければならない。

身柄を拘束されていない被疑者は医師の検査をうけるために右医師の定める時間に定められた場所に出頭する義務がある。被疑者が出頭しない場合には警察署はその出頭のために援助を提供することができぬ。

第八条 人格調査を実施しまたはその実施を補助した者は、その際知り得た個人的状況を公務外にもらしてはならない。右に違反した者は公務員犯罪とみとめられない場合でも日数罰金または六月以下の拘禁を科される。

第九条 王室に関する事件においては、司法大臣またはその委任を受けた者が、本法により人格調査を実施すべきか否かまたは医師の診断書を用意すべきか否かを命令する。右の命令は最高裁判所がこれを発することもできる。

第一〇条 国王は人格調査を実施しまたはその実施を補助した者および第七条により診断書を提出した医師に対する費用の補償について規定を定める。右の補償は国庫より支弁しなければならない。

第一一条 本法の適用のために必要なその他の規定は国王が定める。

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

本法は一九六五年一月一日より効力を発する。

本法により刑事訴訟事件における人格調査に関する一九五四年六月一八日の法律（第四四四号）は廃止される。

刑事訴訟事件における人格調査に関する

法律の適用に関する勅令（Kungl. Kungörelse

29 juni 1964 med vissa bestämmelser angående

tillämpningen av lagen s. d. om personunder-

sökning i brottmål）

第一条 人格調査の決定の中には、調査がどの処遇形式に特に考慮を払うべきかが示されなければならない。

人格調査の決定および人格調査担当者の指名に関する通知は遅滞なく検察官および被疑者に対してなされなければならない。人格調査担当者の指名については、被疑者の居住する地区の保護顧問官にも遅滞なく通知しなければならない。

第二条 人格調査に関する法律第三条第二項に定める申立をなす際検察官は被疑者に関する一般前科記録の謄本とともに送付しなければならない。右謄本に他の裁判所のみした前件の人格調査に関する情報が含まれている場合検察官は右の人格調査報告書が遅滞なく裁判所に送付されるよう取計らわなければならない。

第三条 人格調査の実施を委託された保護顧問官は人格調査が満足すべき方法で実施されるよう注意する義務がある。適当と認めら

れる場合には、保護顧問官は人格調査の全部または一部の実施を補助者に委任することができる。保護顧問官は調査に必要な指示を補助者にあたえなければならない。

人格調査担当者は調査に際し被疑者が居住している地域の保護顧問官と必要な範囲内で協議しなければならない。

第四条 人格調査は注意深く計画されなければならない。調査の範囲および説述は情況に適合するものでなければならない。また調査は右の方法により個々の場合にその目標を充足するのに必要な事項を慎重に考慮して実施されなければならない。調査は、それによって被疑者またはその家族が不必要な悩みや不利益をうけないように実施されなければならない。

被疑者に関し前件での人格調査またはその他の個人的情報が存するとき、人格調査は、相当と考えられる場合、前件での情報収集後の時期に焦点をしばつて行なうものとする。

第五条 人格調査を実施したまたはその実施を補助する者は、必要かつ可能な限り、捜査の覚書および証拠書類を閲覧しかつ被疑者の取調に立会わなければならない。

第六条 人格調査を実施したまたはその実施を補助する者は、可能な限り、被疑者と通信連絡し、被疑者と面接し、被疑者の家庭を訪問し、被疑者の家族およびその他の近親者から情報を収集し、そして被疑者自身およびその環境の情況についてみずからの観察に基づいた見解をまとめあげるように努めなければならない。収集された情報は必要な範囲で実証され、完全なものとされなければならない。

ならない。右の目的のため被疑者に関して情報を提供できる位置にあると考えられる官公署または施設に対し、また被疑者の情況について知識をもつていると期待できる者およびその地位と職務とにかんがみ信頼性のある情報の提供を期待できる者に対し援助を依頼するものとする。

被疑者には人格調査の過程で取調べる必要のある者が誰であるかについて意見を述べる機会を与えるものとする。雇主およびその他の者に対する援助依頼によつて被疑者が重大な障害にさらされるおそれのある場合その部分の調査はとりやめることができる。

第七条 人格調査に当つては、必要な範囲で児童福祉委員会、禁酒委員会および監督委員会と被疑者の社会復帰を促進し得る措置について協議を行なわなければならない。相当とみとめられる場合には職業斡旋機関および社会扶助委員会とも協議しなければならない。

第八条 人格調査を実施したまたはその実施を補助する者は、疾病またはその他の肉体的もしくは精神的な障害もしくは欠陥のために特別な保護または処置を必要とすると考えられる理由を発見した場合および刑事訴訟事件における人格調査に関する法律第七条による医師の診断書を求める決定または精神衛生法第四条による医師の報告書を求める決定がなされていない場合遅滞なくその事実を裁判所に通知しなければならない。

第九条 人格調査と関連し、犯罪に対する制裁の問題が決定するま

で、保護顧問官が必要な場合被疑者に対し住居もしくは職業の確保または被疑者の社会復帰を促進し得るその他の措置をとるよう努めるものとする。

人格調査を実施しまたはその実施を補助する者は、被疑者が扶助および援助を必要とするときとめた場合遅滞なく保護顧問官にその旨通知しなければならない。保護観察が考えられる場合には、観察担当者について提案し、特別遵守事項の必要性について意見を述べ、かつ必要な限度で右の遵守事項の実現方法を用意しなければならない。人格調査実施者またはその補助者は被疑者に観察担当者の選択について意見を述べる機会を与えるものとする。

第一〇条 人格調査の完了の際には被疑者の社会復帰を促進するのに適当と認められる措置についての意見を付した調査報告書を書面で提出しなければならない。調査報告書には矯正保護庁の定める書式に示された点の情報を盛り込まなければならない。

調査報告書は裁判所に三通提出しなければならない。人格調査担当者が調査を実施した場合には右の他に調査報告書一通を保護顧問官にも送付しなければならない。

調査報告書は裁判所より公判期日前の適当な時に検察官および被疑者に送達されなければならない。

第一条 人格調査の実施を委託された保護顧問官、保護顧問官の指示により人格調査の実施を補助した者および人格調査担当者は裁判所の要求に応じて調査を完成し、かつ必要な場合には情報を

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

直接提供するために呼出に応じて裁判所に出席する義務がある。

第十二条 刑事訴訟事件における人格調査に関する法律第七条に規定する医師の診断書には、矯正保護庁が医務庁と協議の上定める書式に示された点の情報を盛り込まなければならない。右の診断書は裁判所に三通提出しなければならない。

第十三条 人格調査担当者および保護顧問官の指示により人格調査の実施を補助した者ならびに刑事訴訟事件における人格調査に関する法律第七条により被疑者に関する診断書を提出した者は、実施した作業に対する相当な手数料および必要な経費の補償を公費より受取ることができる。その際医師の診断書に対する手数料は最高一五〇クローネを限度額とする。

補償は、裁判所または、王室に関する事件について人格調査が実施されもしくは医師の診断書が提出された場合には司法大臣もしくはその委任を受けた者がこれを決定する。

付. 人格調査報告書書式

Sid. 1

PERSONUNDERSÖKNING Blanketten utskrivs i 4 Domstol 裁判所
 人格調査 exemplar varav 3 exemp- Avd 部
 enligt lagen den 29 juni 1964 (nr lar insändes till domstolen Mål nr 事件番号
 542) om personundersökning i brott- 調査票は4部作成し、そのうち3
 ttmål 部を裁判所に提出

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

Efternamn, samtliga fornamn (tilltalsnamnet understrykes)					
氏名		Född-år 生年	-mån. 月	-dag 日	-nr 順位
Yrke/Titel 職業/地位					
Adress och telefon 住所と電話					
Födelseförsamling 出生教区		Mantalskrivningsort 住民登録地			
Födelsekommun 出生コミュニティ		Mantalskrivningskommun 住民登録コミュニティ			
Födelselan 出生州		Mantalskrivningslän 住民登録州			
Misstankt för 被疑事実					

○

A Föräldrar, syskon m. m. 両親, 兄弟等

○

Faderns efternamn, fornamn (tilltalsnamnet)		Födelseår	Yrke/Titel		
Faderns adress och telefon					
Moderns efternamn, fornamn (tilltalsnamnet)		Födelseår	Yrke/Titel		
Moderns adress och telefon					
Lever fadern?	avliden är	Lever modern?	avliden är	Är föräldrarna skilda?	Ange skilsmåsoår
<input type="checkbox"/> Ja <input type="checkbox"/> nej	没年	<input type="checkbox"/> Ja <input type="checkbox"/> nej	年	両親別居?	別居の年
Adoptiv- Foster- Styvföräldrar (namn, adress, telefon)					
養親, 里親, 継親					
Hel- och halvsyskon, antal och födelseår					
兄弟と半兄弟, 数と生年					
Ev syskons eller annan närståendes namn, adress och telefon					
兄弟又は他の親族の氏名, 住所, 電話					

○

○

B Civilstånd, bostads- och hemförhållanden 市民生活, 居住地と家庭との状況

<input type="checkbox"/> ogift 未婚	<input type="checkbox"/> gift 既婚	<input type="checkbox"/> änka/änkling 死別	<input type="checkbox"/> fränskild 離婚
<input type="checkbox"/> 配偶者と同居	<input type="checkbox"/> sammanbor med hustru/man	<input type="checkbox"/> 他者と同居	<input type="checkbox"/> sammanbor med annan
<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> egen lagenhet	<input type="checkbox"/> 下宿	<input type="checkbox"/> innebor hos annan
<input type="checkbox"/> ar bostadslös	<input type="checkbox"/> ar bostadslös		
Hustruns/Mannens/Sammanboendes efternamn, fornamn		妻, 夫, 同居者の氏名	<input type="checkbox"/> 有職 yrkesarbetar <input type="checkbox"/> 無職 yrkesarbetar ej
Adress och telefon			
Barn, antal och födelseår			
子供, 数と生年			
Bostadens storlek och beskaffenhet			
住居の大きさと状態			

六〇 (一九七〇)

Sid. 2

C Förhållanden under uppväxttiden för person som vid tiden för brottet ej fyllt 21 år (Om flera brott, vid tiden för det första)
 犯罪時 21 歳未満の者の成長時の状況 (犯罪が多い場合は最初の犯罪のとき)

Vistas intill 16 års ålder (Vistelse om minst ett års varaktighet anges; da flera alternativ aro tillampiga, kryssas samtliga.)
 16 歳までの生活 (1年以上の連続居住, 重複記入可)

実両親と 実母と 実父と 実母, 継父と
 hos bada föräldrarna hos modern hos fadern hos moder-styvfader
 実父, 継母と 里親と 施設
 hos fader-styvmoder i fosterhem på anstalt

Bostadsort intill 16 års ålder (Vistelse om minst ett års varaktighet anges; da flera alternativ aro tillampiga, kryssas samtliga.)
 16 歳までの住所地

Stockholm Göteborg Malmö 他の都市 農村 外国
 Annan stad Landsbygden Utlandet

Den misstankte ar född	For person med aktenskaplig bond: 嫡出子について
	家は離散してない 死亡により離散 離婚により離散 家について情報なし
<input type="checkbox"/> 嫡出 <input type="checkbox"/> 非嫡出 <input type="checkbox"/> i. a <input type="checkbox"/> u. a	Hemmet ar Hemmet ar Hemmet ar Uppgift om <input type="checkbox"/> Hemmet ar <input type="checkbox"/> upplöst p. g. <input type="checkbox"/> upplöst genom <input type="checkbox"/> hemmet saknas <input type="checkbox"/> ej upplöst <input type="checkbox"/> a. dodsfall <input type="checkbox"/> hemskillnad

D Halsotillstånd 健康状態

Allm. halsotillstånd samt ev. kroppslig eller psykisk sjukdom eller svaghet (aven hos nara anhorig)
 一般的健康状態及びもしあれば, 肉体的, 精神的疾病又は障害 (近親者についても)

E Kriminalitet, alkoholmissbruk m. m. 犯罪性, アルコール嗜癖等

Kriminalitet, asocialitet eller missbruk av rusgivande medel (aven hos nara anhorig)
 犯罪性, 反社会性, 酩酊性物質の濫用

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

F Ekonomiska förhållanden m. m. 経済状況等

<input type="checkbox"/> anställd 雇傭中 <input type="checkbox"/> egen företagare 自営 <input type="checkbox"/> arbetslos 失業 <input type="checkbox"/> studerande 学業従事 <input type="checkbox"/> pensionerad 年金受給 <input type="checkbox"/> sjukskriven 疾病登録 <input type="checkbox"/> har socialhjälp 生活保護 Arbetsgivarens/Foretogets namn och adress (vid arb. löshet senaste arb. givare) 使用者/自営者の氏名・住所 (失業者については前雇傭者)			
Års- mån- veckoinkomst 年取, 月取, 週取		Förmogenhet 財産	
Hustruns/Mannens/Sammanboendes arsinkomst 妻/夫/同居者の年取		Formogenhet	
Underhållsskyldighet 扶養義務		Årsbelopp 年額	
<input type="checkbox"/> föreligger ej 無 <input type="checkbox"/> föreligger 有		Underhållsskyldigheten fullgjord 扶養義務の履行 <input type="checkbox"/> helt 完全 <input type="checkbox"/> delvis 一部 <input type="checkbox"/> ej alls 全部不履行	
Underhållet avser 扶養すべき者		Antal barn 子の数	
<input type="checkbox"/> hustru 妻 <input type="checkbox"/> barn 子		その他の者 <input type="checkbox"/> annan person	
Skulder 債務 児童生活費扶助義務		Belopp 船員免許 自動車免許 罰金 underhålls- andra 総額 ar inskriven har <input type="checkbox"/> skatt 税金 <input type="checkbox"/> boter <input type="checkbox"/> bidrag <input type="checkbox"/> skulder <input type="checkbox"/> på sjömanshus <input type="checkbox"/> körkort	

G Tidigare anställningar 職歴

Arbetsgivare, anställningstider, arbetets art m. m.
 使用主, 雇傭期間, 職種等

スウェーデン 刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

六一 (一九七二)

Sid. 4

H Upplysningar i övrigt angående den misstänkte 被疑者に関するその他の情報

スウェーデン
刑事訴訟事件における
人格調査に関する法律

六三
(一九七三)

○

○

○

○

Om utrymmet under H inte räcker, kan ett eller flera blad bifogas

PERSONUNDERSÖKNING blad 3 (H forts.)

スウェーデン
刑事訴訟事件における
人格調査に関する法律

I Förslag till åtgärder med motivering 処遇意見と理由

六四
(一九七四)

K Skyddstillsyn 保護観察

スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律

Till övervakare föreslas (namn, adress och telefon) 観察担当者についての提案	
	この提案について被疑者は意見を述べ得た。 Har den misstankte fått yttra sig om forslaget <input type="checkbox"/>
Foljande foreskrifter föreslas 遵守事項	

Ort och datum 場所と日付	
Personundersökarens namnunderskrift 人格調査担当者の署名	Namnförttydligande och titel 説明及び地位
Adress och telefon (även riktnr)	
Ev. medhjälpare vid personundersökningen (namn, titel och telefon, även riktnr) 人格調査補助者	

Domstolens anteckningar 裁判所の覚書

--